

# いずみこども園 個人情報取り扱い要領

平成31年1月31日 園長決裁

令和4年2月追加

## (目的)

第1条 この個人情報取り扱い方法は、本園が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報を保有する保護者や園児等の権利利益を保護することを目的とする。

## (責務)

第2条 本園は個人情報保護に関する法令等（千代田区個人情報保護条例）を遵守するとともに、個人情報の保護に努めるものとする。

## (周知)

第3条 個人情報の取り扱い方法は、入園・転園時配布資料にて園児保護者に周知する。

## (個人情報の取得)

第4条 園は下記（1）（2）（3）によって個人情報を取得する。

（1） 入園・転園申込時に園に提出を求める次の書類に記載された事項によって取得する場合。

・児童票	・非常災害時用カード	・緊急連絡カード	・幼児指導資料
<記載事項>			
・氏名（家族・同居人を含む）	・住所	・電話番号	
・保護者勤務先や勤務時間等の情報		・保険証や乳児医療証番号	
・園児の健康状態（既往症、予防接種状況、アレルギーの有無、かかりやすい病気等）			
・園児での家庭での状況（家庭で園児をどのように呼んでいるか、主な療育者、どのような遊びを主にしているかなど）			
		・園児の趣味・嗜好など	

（2） 保育の実施に必要な区が保有している情報の提供を所管課（子ども支援課及びび指導課、学務課等）から取得する場合。

（3） 在園中の園児の健やかな成長のために区の子育て支援事業実施機関（子ども支援課、保健所、児童・家庭支援センター、小学校等）が保有する個人情報を相互提供することにより取得する場合。

## (保護者の情報提供への同意)

第5条 園は保護者に対し、前条（1）に関する内容及び個人情報の取り扱いについて説明を実施した上で、個人情報の提供に関して保護者の意向を所定の書面にて確認するものとする。

## (利用目的)

第6条 取得した個人情報を、園は次の目的で利用するものとする。

- （1） 個に応じた保育・教育の実施
- （2） 健康状態の変化により、園での保育が困難になった場合の保護者への連絡
- （3） 怪我により、医療機関受診が必要になった場合の保護者への連絡
- （4） 災害などの緊急時の保護者への連絡
- （5） 各種研究会や広報紙等での園の保育・教育活動の紹介
- （6） 転園・進学時に、当該園児が新しい環境に慣れるための情報提供

- 2 前項の利用の内、(5)については、入園・転園児保護者に対して別途「研究・広報等における園児の著作権・肖像権等について」を配布し、意向を確認する。同意を確認できた場合のみ、利用する。
- 3 前条や前項で示した利用に対して、当初示した意向から変更が生じた場合、保護者は園に対して変更を申し出るものとする。

#### (管理)

第7条 本園の個人情報保護管理責任者(以下、「責任者」という。)を園長とし、責任者は個人情報の収集、保管及び利用の状況を点検し、所属職員を指導及び監督する。

- 2 園が管理する個人情報については、施錠できる保管庫及び、教育委員会から指定されたセキュリティー管理のあるパソコン内で管理、保管する。
- 3 転園、退園、修了により不要になった個人情報は、次の取り扱いをする。
  - (1) 入園・転園時に保護者に提出を求めた書類の内、園に保存が義務付けられていない書類「非常災害時用カード」「緊急連絡カード」「幼児指導資料」については、保護者に返却する。
  - (2) 園に保存が義務付けられている保育・教育の記録(「児童票」「幼児健康診断票」「指導要録」「出席簿)については、定められた年限保存したのち、適正な方法で速やかに廃棄するものとする。
- 4 修了した園児の情報「修了児名」「保護者名」「住所」を記載した「修了台帳」は永年保存のため、施錠でき、かつ、耐火性のある保管庫にて管理する。
- 5 修了後に園児やその保護者に連絡を取る必要が生じた場合のため、教育委員会から指定されたセキュリティー管理のあるパソコン内で在園した園児の情報「園児名」「保護者名」「住所」「連絡先」を修了年度ごとに、パスワードを掛けてデータ管理して永年保存する。

#### (保護者の同意を必要としない情報の提供)

第8条 個人情報を次に掲げる場合は、予め保護者の同意を得ないで第三者に提供することができる。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は園児の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法律の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### (情報開示請求)

第9条 保護者は、千代田区の自己情報開示等請求制度に基づき、我が子に関する園の保育・教育記録の情報を開示請求することができる。

- 2 開示請求は、千代田区ホームページ「自己情報開示等請求制度」の「自己情報開示等請求書」を園へ提出する。
- 3 開示請求を受け、園は区の開示請求に関する規則で定めるところにより、開示の有無、開示方法などを決定する。

#### (見直し、改定について)

第10条 この要領は、千代田区及び千代田区教育委員会教育委員会の個人情報の取り扱いに変更が生じた場合や園での個人情報の取り扱いに変更が生じた場合には、適宜見直し、改定するものとする。

附則 この要領は平成31年4月入園・転園・進級より適用する。  
令和4年1月に第7条4・5を追記する。